



平成 25 年 12 月 12 日

各 位

会社名 武蔵野興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河野 義勝  
(コード番号 9635 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 仲村 正憲  
(TEL 03-3352-0052)

## 有限会社河野商事による当社株券に対する公開買付けの結果 並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

有限会社河野商事（以下「公開買付者」といいます。）が平成 25 年 11 月 13 日から実施しておりました当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 25 年 12 月 11 日をもって終了いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 25 年 12 月 17 日をもって当社の親会社以外の支配株主及び主要株主に異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「武蔵野興業株式会社株券（証券コード 9635）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

#### II. 親会社以外の支配株主及び主要株主の異動について

##### 1. 異動予定年月日

平成 25 年 12 月 17 日（本公開買付けの決済の開始日）

##### 2. 異動の経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けにおいて当社普通株式 1,000,000 株の応募があり、その全てを取得することとなる旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 25 年 12 月 17 日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、①公開買付者の所有する当社普通株式（1,000,000 株）、及び②公開買付者の議決権の全てを直接所有し、かつ当社代表取締役社長である河野義勝の所有する当社普通株式（3,478,693 株）、③河野義勝の配偶者で当社及び公開買付者の取締役を兼務する河野優子の所有する当社普通株式（824,640 株）、④河野義勝・優子の長男である河野勝樹氏の所有する当社普通株式（32,916 株）に係る議決権所有割合の合計が 50%超となるため、河野義勝は、当社の親会社以外の支配株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である株式会社リサ・パートナーズ（以下、リサ・パートナーズといいます。）は、その所有する当社普通株式 1,526,625 株のうち 1,000,000 株について、本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主に該当しないこととなります。

3. 新たに親会社以外の支配株主に該当することとなる株主の概要

(1) 氏名	河野 義勝		
(2) 住所	東京都渋谷区		
(3) 上場会社と当該株主との関係等	資本関係	河野義勝は当社普通株式 3,478,693 株（議決権所有割合 33.40%）を所有しております。また、河野義勝が議決権の全てを所有している公開買付者は、本公開買付けの結果、当社普通株式 1,000,000 株（議決権所有割合 9.61%）を所有することとなります。河野義勝の配偶者で当社及び公開買付者の取締役を兼務する河野優子は当社普通株式 824,640 株（議決権所有割合 7.91%）、河野義勝・優子の長男である河野勝樹氏は当社普通株式 32,916 株（議決権所有割合 0.31%）をそれぞれ所有しております。	
	人的関係	河野義勝は、当社の代表取締役社長を務めております。	
	取引関係	河野義勝は、平成 25 年 11 月末日現在、当社の金融機関の借入金に対し 496 百万円の債務保証をしております。	
	関連当事者への該当状況	河野義勝は、当社の代表取締役社長であり、また、当社の主要株主であるため、関連当事者に該当します。	

4. 主要株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 商号	株式会社リサ・パートナーズ		
(2) 本店所在地	東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC棟 19 階		
(3) 代表者の役職	代表取締役社長 田中 敏明		
(4) 事業内容	金融・不動産関連業		
(5) 資本金の額	100,000,000 円		
(6) 上場会社と当該株主との関係等	資本関係	リサ・パートナーズは、当社普通株式 1,526,625 株（議決権所有割合 14.66%）を所有しておりますが、本公開買付けの結果、当社普通株式 526,625 株（議決権所有割合 5.05%）を所有することとなります。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

5. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

(1) 河野 義勝

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	3,477 個 (33.40%)	856 個 (8.22%)	4,333 個 (41.62%)	第 1 位
異動後	親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主	3,477 個 (33.40%)	1,856 個 (17.83%)	5,333 個 (51.22%)	第 1 位

(2) 株式会社リサ・パートナーズ

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前	主要株主	1,526 個 (1,526,625 株)	14.66%	第2位
異動後	—	526 個 (526,625 株)	5.05%	第4位

(注1) 異動前及び異動後の議決権所有割合は、当社が平成25年11月14日に提出した第143期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数(10,411個)を分母として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 異動後の大株主順位は、平成25年9月30日現在の株主名簿を基準に推定しております。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

7. 今後の見通し

当社普通株式は、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は1,000,000株を上限として本公開買付けを実施いたしました。本公開買付け後における、公開買付者が所有する当社普通株式の所有株式数は、1,000,000株であり、公開買付者及び公開買付者の近親者が所有する当社普通株式は、合計で5,336,249株(議決権所有割合51.22%)にとどまります。従いまして、当社普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場が維持される予定であります。

また、本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては、影響は無いものと見込んでおりますが、今後、影響が見込まれることとなった場合には、速やかに開示いたします。

以上

(添付資料)

公開買付者による平成25年12月12日付公表資料「武蔵野興業株式会社株券(証券コード9635)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 25 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 有限会社河野商事  
代表者名 代表取締役 河野 義勝

武蔵野興業株式会社株券（証券コード 9635）に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

有限会社河野商事（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 11 月 12 日、武蔵野興業株式会社（コード番号：9635、東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決定し、平成 25 年 11 月 13 日から本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 25 年 12 月 11 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

有限会社河野商事  
東京都新宿区新宿三丁目 27 番 10 号

(2) 対象者の名称

武蔵野興業株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,000,000 株	1,000,000 株	1,000,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 11 月 13 日(水曜日)から平成 25 年 12 月 11 日(水曜日)まで (21 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年12月25日（水曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金 135 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000株）に達し、かつ、買付予定数の上限（1,000,000株）を越えなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 12 月 12 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	1,000,000 株	1,000,000 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ( )	— 株	— 株
株券等預託証券 ( )	— 株	— 株
合 計	1,000,000 株	1,000,000 株
(潜在株券等の数の合計)	—	( — 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	4,333 個	(買付け等前における株券等所有割合 41.39%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 9.55%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	4,333 個	(買付け等後における株券等所有割合 41.39%)
対象者の総株主の議決権の数	10,411 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成 25 年 11 月 14 日提出の第 143 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、上記第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 10,411 個に、平成 25 年 9 月 30 日現在の単元未満株式数 (59,000 株) から同日現在の単元未満の自己株式数 (829 株) を控除した 58,171 株に係る議決権の数 (58 個) を加算し、10,469 個として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日 平成 25 年 12 月 17 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、当社が平成 25 年 11 月 12 日付で公表した「武蔵野興業株式会社株券（証券コード 9635）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

### 4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

有限会社河野商事 東京都新宿区新宿三丁目 27 番 10 号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上